

別紙様式

## 公　述　申　出　書

公聴会において環境保全の見地からの意見を述べたいので、熊本県環境影響評価条例施行規則第24条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

令和　年　月　日

熊本県知事　木村　敬　様

### 1 公述申出者

住　所 \_\_\_\_\_

ふりがな

氏　名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

電子メールアドレス(電子申請及び電子メール申請の場合のみ記載)

※公述申出者の住所、氏名、ふりがな、連絡先は、事前に開催時間等をお知らせするために必要ですので、必ず記載してください。法人等の団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする方の氏名及び職名を記載してください。

※記載いただいた情報は、公聴会の開催のためにのみ使用します。公聴会では公述番号でお呼びしますので、他の公述人や傍聴人等に明らかにするものではありません。

### 2 対象事業の名称 「住吉漁港土砂受入地整備事業」

### 3 公述記録の公表について

令和7年4月以降、県では本公聴会の公述人の意向に応じ、公述いただいた意見を記載した公述の記録を県ホームページに掲載しています。

あなたの公述記録を県ホームページに掲載することを希望しますか。

下表のどちらかに「○」を記入してください。

希望する		希望しない	
------	--	-------	--

※掲載時は、熊本県情報公開条例第7条各号に該当する公述人の氏名や公述内容における個人情報や希少な動植物の生息場所等に該当する部分は非公開とします。

### 4 公述の方法① いづれかに○を付けてください。

(　) 会場で公述

※公述時間は一人10分程度を予定

(　) 県の職員による要旨の代読

【理由】

〔 〕

例：通院のため、家族の介護のため

※公聴会は、原則として「会場で公述」していただくのですが、健康上の理由その他の理由により自ら陳述できない場合は、意見の要旨を県の職員が読み上げることができます。

## 5 公述の方法②

会場で公述を希望する場合は、公述方法について下表のいずれかに「○」を記入してください。

口頭のみ		プロジェクター使用※ (パソコンは公述人持参)		説明資料を 会場内で掲示※	
------	--	----------------------------	--	------------------	--

※ プロジェクター使用又は説明資料掲示を行う場合は、そのデータ等を開催2日前（休日の場合はそれ以前の平日）までに環境保全課へ提出してください。

また、説明スライド（パワーポイント等）や説明資料（模造紙等に記載したもの）は、公述する環境保全の見地からの意見に係るものに限り使用することができます。

公述にあたり、その他必要なことがあれば事務局へ事前に連絡をお願いします。

## 6 意見の要旨 次のページに御記載ください。

- ・準備書に係る環境保全の見地からの意見について、項目ごとにその理由も含め、具体的に整理して、記載してください。
- ・公聴会は説明会ではありません。県や事業者から説明や質疑応答、御意見に対する回答は行いません。

提出期限 令和8年（2026年）2月12日（木）必着

## 意見の要旨

※記載欄が不足する場合は、適宜、欄や用紙を追加してください。